

道路小規模構造物個別施設計画

令和7年4月

和歌山県橋本市

1. 対象施設

この施設計画の対象となる道路小規模構造物は、道路法第2条第2項に基づく橋本市道路管理者が管理する道路附属物とする。

橋本市道路管理者が管理する道路附属物は以下のとおり。

- (1) 道路側溝（水路）
- (2) 防護柵
- (3) 道路反射鏡
- (4) 道路照明（街路灯を含む）
- (5) 道路標識
- (6) その他橋本市が管理する道路附属物

2. 現状

2.1 管理道路の現状

(1)管理延長と路線数（R6.4時点）

道路区分	管理延長（Km）	路線数（本）
1級市道	70.811	57
2級市道	60.927	48
その他市道	585.421	2,172
計	717.159	2,277

2.2 小規模構造物の現状

橋本市が管理する道路小規模構造物の多くは、建設から長い年月が経ったものが多く、老朽化が進行している。

3. 維持管理の基本的な考え方

3.1 基本方針

道路小規模構造物の個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、第三者への被害を発生させず、安全で合理的な管理を目指す。

3.2 点検方法・点検頻度

種類	点検方法	点検頻度
道路側溝	目視点検	巡視の機会を通じた状況の把握
防護柵	目視点検	巡視の機会を通じた状況の把握
道路反射鏡	目視点検	巡視の機会を通じた状況の把握
道路照明	目視点検	巡視の機会を通じた状況の把握
道路標識	目視点検	巡視の機会を通じた状況の把握
その他	目視点検	巡視の機会を通じた状況の把握

4. 計画期間

当該個別施設計画の計画期間は 5 年とする。

ただし、緊急を要する構造物が発生した場合は、その都度更新を行うこととする。

5. 対策の優先順位（補修計画の方針）

構造物の損傷状況、第三者への被害の深刻度、路線の重要性、交通量等を考慮し補修の優先順位を決定する。

優先順位については、評価により決定する。

評価 A：優先順位 高

評価 B：優先順位 中

評価 C：優先順位 低

6. 小規模構造物の状態

令和 7 年 3 月末までに点検した小規模構造物点検結果は以下のとおり

種類	点検数量	要対策	備考
側溝	81 件	7 件	
防護柵			
道路反射鏡			
道路照明			
道路標識			
その他			

7. 対策内容と実施時期

別紙および別図のとおり。

修繕が効率的に実施されるように、その損傷等に最も適した対策・方法・時期を決定する。

8. 記録

点検および撤去・更新、廃止等を行った際には、その内容と実施時期等の履歴を確実に記録し、これを保管する。

側溝

[illegible]

